

需要拡大構想募集実施要領

1 趣旨

国有林の立木に係るシステム販売（主伐後の造林の実施を協定に含むもの）の実施について検討を行うため、広島県の瀬戸内森林計画区について、地域における安定供給体制の整備や新たな木材需要の拡大等に関する構想（以下「需要拡大構想」という。）を募集します。

構想の期間及び規模については、立木の販売が5年以内、造林は立木の販売後3年以内として、合計した協定期間が8年以内、年間の立木販売面積10～15ha程度とします。

また、主伐後の造林の実施については国有林の立木に係るシステム販売の公募時までに体制を整備することが可能なものに限ります。

2 基本的事項

(1) 需要拡大構想を募集する者

近畿中国森林管理局長

(2) 担当部局及び連絡先

本募集に係る問合せや質問等は以下に対して行ってください。

近畿中国森林管理局 森林整備部 資源活用課 素材供給係（以下「担当部局」という。）

住所： 大阪府大阪市北区天満橋1-8-75

電話番号： 06-6881-3500

電子メールアドレス： kc_katsuyou@maff.go.jp

(3) 需要拡大構想の募集開始日及び提出期限等

需要拡大構想は【様式1】需要拡大構想提供書に記載し、以下の募集開始日から提出期限までに、2(2)の担当部局の電子メールアドレス宛に提出願います。

募集開始日：令和7年12月1日（月）

提出期限：令和8年2月27日（金）17時00分まで（必着）

3 需要拡大構想の募集を行う森林計画区に関する事項

(1) 対象となる森林計画区の名称等

森林計画区名：瀬戸内森林計画区

（市町名等：府中市・福山市の国有林）

(2) 対象となる森林計画区に係る森林計画の計画期間

計画期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日

4 需要拡大構想提供者の要件

需要拡大構想提供書の提出者（以下「構想提供者」という。）は、素材生産を実施する事業者（以下「素材生産事業者等」という。）、製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）、原木市場その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）、住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」という。）のうち、本需要拡大構想を募集する森林計画区を素材の集荷圏に含む構想を有する者であって、以下(1)及び(2)に該当しない者とします。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

5 需要拡大構想提供書の内容

需要拡大構想提供書には、以下に掲げる事項を記載願います。

- (1) 需要拡大構想の内容等
 - ア 需要拡大構想の内容、時期及び規模（樹種別の素材消費量及び必要とする素材の樹種、材質、材長、径級その他の規格を含む。）
 - イ 当該需要が発生する地域及びその集荷圏（立木のシステム販売の活用を希望する森林計画区名を含む。）
 - ウ 想定する素材の購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する川下の事業者の具体名）、目標とする規模に到達する年数とその道行き（計画・構想及び進捗度合い）及び実現可能性・確実性に関する情報
- (2) 事業の実施体制 ((1)の実行のため連携が必要となる川上の事業者及びその労働力の状況、主伐後の造林に係る労働力確保の見込み（雇用状況や事業体間での連携状況）等)
- (3) 需要拡大構想のうち、立木のシステム販売により調達を希望する数量、時期及び民有林からの調達予定数量

6 構想提供に当たっての留意事項

構想提供に当たっては、以下に掲げる事項に留意願います。

- (1) 需要拡大構想提供書の文量等は構想提供者の自由とします。構想提供に要する費用は全て構想提供者の負担となります。
- (2) 構想提供者に対しては、必要に応じてヒアリングを行わせていただくことがあります。ヒアリングでの発言等は、双方を拘束するものではありません。

- (3) 構想提供の内容は、ヒアリング等で確認を行った後に、法人名等の構想提供者等が特定される情報を伏せて公表します。なお、公表内容等は事前に構想提供者へ確認します。
 - (4) 構想提供の内容は、構想提供者の将来構想を含むものであることから、収集した情報は、関係法令に基づき適切に取り扱います。
 - (5) 構想提供後、構想が中止又は大幅に変更となった場合は、2(2)の担当部局にその旨を連絡してください。
 - (6) 構想提供があったことをもって、立木のシステム販売の協定締結や国有林材の供給を約束するものではありません。
- また、構想提供の内容により、その後の立木のシステム販売協定者の選定等において、構想提供者が有利又は不利に取り扱われることはありません。